

平成19年度事業報告

1. 新宿区立障害者福祉センター

I. 概況

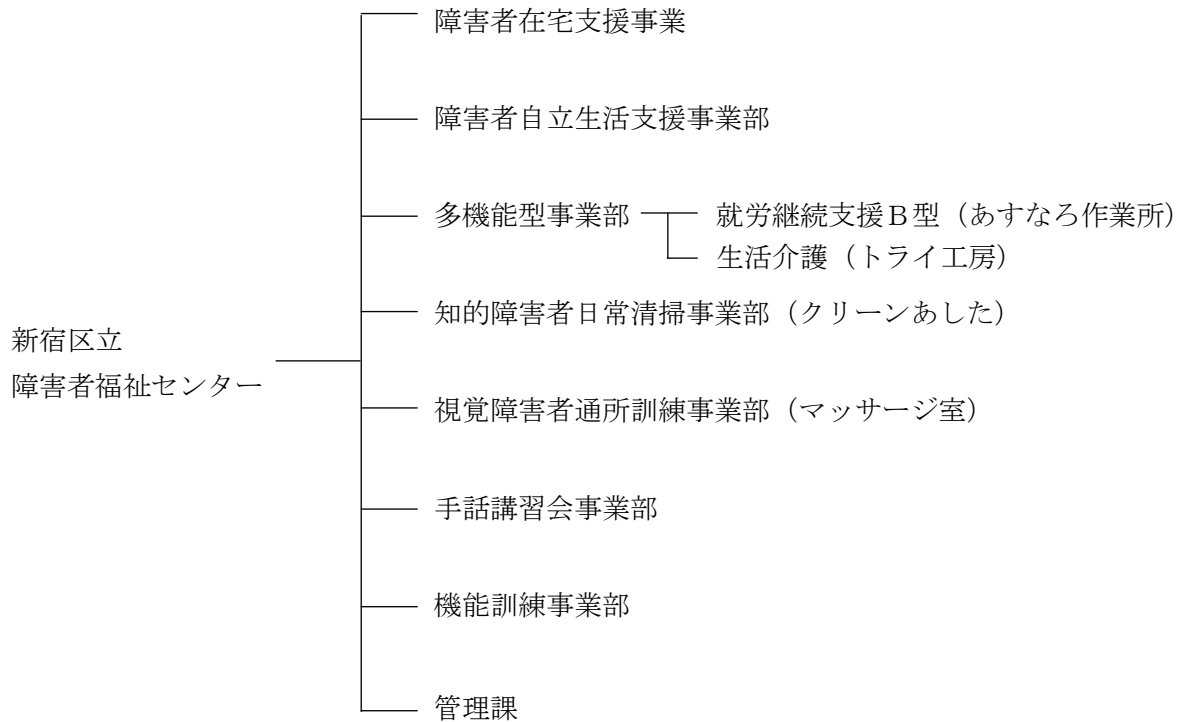
平成18年度は経過的デイサービス事業として実施した「あすなる作業所」が障害者自立支援法に基づく就労継続支援事業（B型）として移行したことにあわせて、自主グループとして活動していた「新宿トライ工房」が生活介護事業として法内事業として整備された。このことに伴い、障害者福祉センター配置職員が2名増員となり、従前に比べて手厚い利用者支援を行うことができた。他方で、個別支援計画の作成や各記録の整備、利用料の請求業務など処理すべき事務も増加している。利用料の請求業務については新宿区独自の負担軽減策の導入があったり、年度の途中で請求先が国民健康保険団体連合会へ変更となったりと、18年度に構築した事務処理システムの再構築を迫られたり、請求金額の過誤調整を数ヶ月さかのぼって行うなど、年間を通じて事務処理体制の整備、改善を行った。今後も新たな負担軽減策の導入が予定されていることもあり、より円滑な事務処理体制の構築が今後の課題である。また、平成19年度は障害者福祉センター配置職員の退職等による異動が多かった1年であった。後任の採用を行ったり非常勤職員の採用等により代替となる職員を配置したりと対応を行い、利用者に極力負担をかけることのないように配慮を行った。職員の育成や人材の確保といった課題は短期的に解決できるものではないため、指定管理者としての指定期間を念頭に置きながら、長期的な課題として今後取り組んでいきたい。

障害者福祉センターで実施した各事業の内容については、これまでの内容を継承しながら質の向上が図れるよう取り組んだ1年であった。短期入所事業では第三者評価を実施し、利用者の協力を得てのアンケート調査や実地調査など、約半年かけて評価機関による評価を受けている。また、講座講習会では「そば打ち教室」など1～3回の体験的な講習会を試行し、利用者のニーズにあわせたメニューの開発にも取り組んだ。上半期末には講座講習会参加者にアンケート調査を行っているが、全体的に好評をいただいている様子が伺えた。法内事業である「あすなる作業所」と「新宿トライ工房」では、缶バッチの作成やガラス工芸の導入など新規メニューを取り入れ作業内容の充実に努めた。両作業所は多機能型として申請していることもあり、定期的な昼食会を実施したり共同でイベントを開催したりと相互交流にも努めた。また、利用者を中心とした運営委員会も定期的に行い、利用者の意見を運営に反映できるよう心がけた。

この他、3階に併設されている「新宿区立新宿福祉作業所」が指定管理者制度に移行したこともあり、福祉作業所の指定管理者である日本キリスト教奉仕団と年度当初は定期的な打ち合わせを行うなど円滑な運営を支援するとともに、新宿あした会が運営する「新宿あした作業所」も含め、障害者福祉センター内の各事業所との協力関係を築きながら障害者福祉センターの運営に努めている。また施設面では、防災対策として蛍光灯に飛散防止のカバーを取り付けたり、非常食の購入を行っている。また、当初19年度に実施予定だった外壁の修繕工事が空調の改修工事とあわせて20年度に実施されることとなったため、大規模な修繕は実施せず小破修繕を中心に適宜実施している。全体的にはトイレに関する小破修繕が多かった。使用頻度の高い水周りの修繕が今後の課題である。

II. 組織・職員体制

(1) 組織



(2) 職員体制 (24名)

館長 1名

管理課 5名

事業部門 18名

(内訳)

デイサービス事業 4名

機能訓練室 4名 (他に非常勤の言語訓練聴覚士1名)

あすなる作業所 5名

トライ工房 5名

III. センター運営委員会

新宿区立障害者福祉センター業務の円滑な運営と障害者の意向、要望等を事業の企画に反映するため運営委員会を開催した。また、あわせてセンターの運営に関する実務的な調整等を行った。

委員 9名 (各事業部代表及び新宿福祉作業所長、新宿あした作業所長)

開催日 毎月第3木曜日 午後1時30分～午後3時

内容 センター事業計画について

センター事業の新サービス体系への移行について

センター祭の日程について

避難訓練の実施について 等

IV. 多機能型事業

(1) あすなろ作業所（多機能型事業部担当）

一般就労が困難な重度重複障害者や視覚、聴覚、中途障害者などを対象にオフセット印刷等の受注作業を通じ、就労に必要な技能修得に取り組む他、創作活動や社会参加活動を実施し通所者の自立と生き甲斐を高める活動を行った。平成19年度は障害者自立支援法にもとづき就労継続支援事業（B型）として実施した。

ア. 対象者 区内在住者で就労の機会を得ることが困難な18歳以上の身体障害者で、障害福祉サービス受給者証を持つ方

イ. 実施場所 あすなろ作業所

ウ. 通所訓練日 月～金曜日 午前9時～午後3時30分

エ. 指導員 6名 【管理者1名（兼務）・サービス提供責任者1名（兼務）、職業指導員1名、生活支援員3名、補助指導員 1名】

オ. 定員 14名

カ. 利用料 障害者自立支援法に基づく自己負担額

キ. 通所者数 13名（男7名・女6名）

ク. 主な活動

- ①缶バッジ、印刷業務の受注や自主製品販売等の授産活動
- ②パソコン、ワープロの使用技術の習得及びこれらを利用した能力開発
- ③手芸、編み物、組みひも、機織などの創作活動を通じた活動や社会性を高めるための学習活動
- ④社会見学やレクリエーション活動を通じた社会参加活動
- ⑤利用者に対する健康管理
- ⑥各種情報提供
- ⑦利用者相互の交流を目的としたイベント等の実施

平成19年度あすなろ作業所活動実績内訳

作業内容	日数(日)	人数(名)
①自主製品作成等	42	103
②能力開発等	298	804
③創作活動等	436	1,072
④社会参加活動	42	51
⑤健康管理等	120	172
⑥情報提供等	86	579
⑦交流イベント等	202	567

(2) 新宿トライ工房（多機能型事業部担当）

一般就労が困難な重度脳性まひ障害者等を対象に牛乳パック再生ハガキ作成等の自主製品作成・販売を中心に利用者各々の障害状況にあった環境を整備し創作活動を行っている。また、

パソコン学習や自立生活学習会等を通して自己啓発的活動も行っている。この他、住みやすい街づくりを目指しバリアフリー調査や交流会等で障害者への理解促進を図る活動を行っている。平成19年度は障害者自立支援法にもとづき生活介護事業として実施した。

- ア. 対象者 区内在住者で就労の機会を得ることが困難な18歳以上の身体障害者で、障害福祉サービス受給者証を持つ方
- イ. 実施場所 デイサービスルーム、創作活動室
- ウ. 通所訓練日 火～土曜日 午前9時30分～午後3時30分
- エ. 指導員 5名 【管理者1名（兼務）・サービス提供責任者1名（兼務）生活支援員4名】
- オ. 定員 12名
- カ. 利用料 障害者自立支援法に基づく自己負担額
- キ. 通所者数 12名（男8名・女4名）
- ク. 主な活動

- ①布製品や再生ハガキ作り、ガラス工芸等、自主製品作成及び販売活動
新規メニューの開発。
- ②地域での自立生活を目的として、国語算数といった基礎学力の向上や金銭管理等の社会生活能力の向上、ワークショップ形式の学習会等学習活動。
- ③障害当事者の視点から新宿の街づくりに貢献することを目的に、主に新宿区内各所のバリアフリー進捗状況を調査し、機関誌等により情報発信するバリアフリー調査研究活動。
- ④パソコン学習を通してパソコン技術の向上を図るとともに、ホームページの作成等を行い、地域に向けた情報発信活動の実施。
- ⑤障害者に対する理解促進等を目的として積極的にボランティアの受け入れを行うとともに、地域交流を目的として出張紙すき教室を実施。
- ⑥利用者に対する健康管理や相談支援、各種情報提供。
- ⑦利用者相互の交流を目的としたイベント等の実施。

平成19年度トライ工房 活動実績内訳

作業内容	日数(日)	人数(名)
①自主製品作成等	148	1,572
②学習会等	59	674
③バリアフリー調査研究	28	236
④PC技能修得、情報発信	40	447
⑤地域交流	52	309
⑥健康管理等	83	796
⑦交流イベント等	10	115

V. デイサービス事業

(1) 機能訓練（機能訓練事業部担当）

脳血管障害・交通事故後遺症等の障害者に対し、身体機能の低下防止や日常生活に係わる動作の機能回復を目的とした訓練を行うとともに、自信回復と社会参加への意欲を高める訓練を行った。

- ア. 対象者 身体機能に障害を持つ15歳以上の区内在住者
- イ. 利用時間 月～金曜日 午前9時～午後4時（言語は午前10時から）
- ウ. 訓練内容 ①身体・日常生活動作機能訓練
個別訓練、自主個別訓練、グループ訓練（手工芸・書道・料理・音楽）
②言語訓練
個別訓練、グループ訓練（火・水・木・金曜日）
- エ. 訓練 専門スタッフ（7名）
理学療法士（1名）、作業療法士（1名）、言語聴覚士（1名）、看護師（2名、健康管理室看護師と兼務）、嘱託医（整形、内科各1名、計2名）
- オ. 利用料 1回100円。ただし減免制度あり。
- カ. 登録者及び利用者総数

項目	のべ登録者数			新規・終了数		のべ利用者数	1日当たりの利用者数
	男	女	計	新規	終了		
利用者数	79名	35名	114名	16名	12名	3,578名	14.8名

※平成20年3月31日現在の登録者数：男68名、女34名 計102名

- カ. 館外訓練等 ①館外訓練 4月13日：新宿御苑にてお花見
9月14日：新江ノ島水族館へ外出
②講演会 2月15日：「愛と笑いのパントマイム劇場」
講師：Sil Vous Plait（シルブプレ）

(2) 視覚障害者通所訓練（視覚障害者通所訓練事業部担当）

視覚障害者の自立と技術向上のために行うマッサージ等の研修・訓練の場を提供するとともに、マッサージサービスデーを設け市価より安い料金で区民の方に施術を行った。

- ア. 対象者 障害者を含む区民
- イ. 施術内容 マッサージ、あん摩、指圧（施術時間50分程度）
- ウ. 実施場所 視覚障害者作業室
- エ. 実施日 ①訓練マッサージ 月・火・木・土曜日 午後1時～5時
3,500円（障害者3,000円）
②マッサージサービスデー 水・金曜日 午後1時～5時
3,000円
- オ. 施術者 施術資格を有する新宿区視力障害者協会会員

カ. 利用者数

サービスデイ		訓練マッサージ		合計		1日当たりの利用者数
実施日数	利用者数	実施日数	利用者数	実施日数	利用者数	
92日	402名	172日	681名	291日	1,103名 (370名)	4.0名

() は障害者の内数

(3) 手話講習会（手話講習会事業部担当）

聴覚障害者又は音声もしくは言語機能障害者とのコミュニケーション手段である手話の講習会を実施することにより、手話通訳者やボランティアの養成とともに聴覚障害者等との交流機会を促進するため、一般人を対象に開催。

- ア. 対象者 区内在住・在勤の方
- イ. 内容 初級・中級・上級・通訳コース 全40回
- ウ. 期間 5月～3月
- エ. 受講料 無料。ただし、教材等の実費は徴収
- オ. 受講者数

コース名	定員	応募者数	受講者数	のべ参加者数	修了者数
初級	60名	64名	64名	1,605名	40名
中級	40名	49名	49名	1,309名	31名
上級	20名	29名	20名	664名	18名
通訳	10名	11名	8名	281名	7名

(4) 健康相談・管理（機能訓練事業部担当）

健康管理室において、機能訓練室及びセンター利用者の健康保持、健康管理のほか緊急の場合は救急対応も行った。

- ア. 対象者 センター通所者、利用者
- イ. 実施場所 健康管理室
- ウ. スタッフ 嘱託医（内科1名、整形1名）、看護師2名
嘱託医は月曜日（午前）、金曜日（午後）
- エ. 開設時間 午前8時30分～午後5時15分
- オ. 健康相談実績

項目	医師診察	日常体調確認	救急看護	内服等	経口摂取指導	安静臥床
実績数	171	2,969	1	599	0	18
項目	トイレケア	看護訪問	ショートステイ面接	グループ訓練援助	館外訓練随行	合計
実績数	66	0	14	61	6	3,865

(5) 講座・講習、講演会等（障害者在宅支援事業部担当）

心身障害者の社会参加や生きがいを高めるため各種講習会等を実施した。

ア. 講習会

講座名	定員	受講者数	実施回数	のべ参加者数	1回当たりの平均参加者数
書道	15名	11名	24回	155名	6.5名
料理入門	10名	10名	12回	104名	8.7名
俳句	10名	12名	12回	84名	7.0名
リズム体操	50名	36名	9回	149名	16.6名
マクラメ	15名	17名	42回	516名	12.3名
組みひも	15名	15名	51回	573名	11.2名
軽体操	15名	15名	49回	623名	12.7名
いきいき健康教室(前期)	10名	10名	20回	181名	9.1名
いきいき健康教室(後期)	10名	10名	20回	151名	7.6名
そば打ち	15名	14名	1回	14名	14.0名
紙すき	なし	15名	47回	42名	—
パソコン(視覚)	5名	6名	10回	49名	4.9名
パソコン(聴覚)	5名	3名	10回	33名	3.3名
パソコン(知的)	5名	5名	10回	36名	3.6名
手品	5名	5名	3回	15名	5.0名
パソコン(初級・前期)	10名	10名	20回	196名	9.8名
パソコン(初級・後期)	10名	10名	20回	173名	8.7名
パソコン(応用①)	10名	10名	10回	87名	8.7名
パソコン(応用②)	10名	10名	10回	95名	9.5名
パソコン(応用③)	10名	10名	10回	92名	9.2名
パソコン(応用④)	10名	10名	10回	90名	9.0名
陶芸(前期)	10名	10名	12回	102名	8.5名
陶芸(後期)	10名	8名	12回	78名	6.5名
押し花(前期)	10名	4名	6回	23名	3.8名
押し花(後期)	10名	4名	6回	22名	3.7名
和紙工芸	5名	5名	6回	25名	4.2名
きめこみパッチワーク	5名	7名	6回	35名	5.8名
茶道	10名	11名	12回	92名	7.7名
合計				3,835名	

※講習会については、1回につき100円の利用料を徴収。ただし、減免制度あり。

イ. 福祉講演会

開催日：12月19日(水)

会場：新宿区立障害者福祉センター 会議室

テーマ：「演劇・夢幻の世界へようこそ」

出演 劇団「アッパン」(長野県松本市を中心に活動。グリム童話から、ドストエフスキーまで、様々なお芝居を上演している。今回の出演メンバーは、20代を中

心に構成されている。)

参加者：94名

ウ. センター祭 (管理課担当)

地域住民と障害者が互いに交流する機会としてセンター祭を実施し、内容等は障害者団体等で実行委員会を組織し、自主的に祭りを企画し実行した。平成19年度は前年度に引き続きセンター事業及び障害者の方への理解を深めてもらうことを目的とした参加型イベントを実施している。

実施日 10月28日(日)

参加団体数 40団体

入場者数 約 1,900人

第23回センター祭キャッチフレーズ:「手と手をつないで大きな輪」

内容 模擬店、作業公開、クイズラリー、バザー、作品展、
イベント会場等

(6) 入浴・給食サービス (障害者在宅支援事業部担当)

入浴・食事に介助が必要な在宅の心身障害者に対して、センターの自立生活体験室の設備を利用し、入浴と食事を提供した。(入浴については同性介助)

ア. 実施日 月～土曜日(休館日を除く)

イ. 内容 ①入浴 1日 3名まで

②給食 1日40名まで

ウ. 使用料 1回100円。ただし減免制度あり。また、給食については食材費(370円)を別途徴収。

エ. 利用実績

	登録者数		実施日数	のべ利用者数	1日当たりの利用者数
入浴サービス	34名(新規1名)		153日	194名	1.2名
	性別	男25名 女9名			
給食サービス	111名(新規5名)		242日	8,228名	34名
	性別	男61名 女50名			

(7) 送迎サービス (管理課担当)

センターを発着の場とする通所バスを区内の一定区域を巡回することによりセンターへ通所する利用者等の送迎の利便を図った。また、平成18年度より降車専用の昼便を増発し、午前中にセンターを利用された方の帰宅の利便の向上を図った。

ア. バス仕様 リフト付マイクロバス 3台

イ. 定員 運転手 1名、添乗員 1名 = 2名

座席 7名、車イス 6名 = 13名

ウ. 運行日 毎週月～土曜日(休館日を除く)

エ. 運行コース ①東回り ②西回り ③南回り ④戸山回り

⑤昼便 ⑥夜間便

オ. 運行実績（運行日数 294日）

コース名	1便	2便	3便	昼便	夜間便	合計
東回り	1,817名 (6.3名)	440名 (1.5名)	1,671名 (5.8名)			3,928名
西回り	1,705名 (5.9名)	1,019名 (3.5名)	1,541名 (5.3名)			4,265名
南回り	1,382名 (4.7名)	792名 (2.7名)	1,697名 (5.8名)			3,871名
戸山回り	664名 (2.3名)	688名 (1.1名)	1,245名 (4.3名)			2,597名
昼便				612名 (2.1名)		612名
夜間便					850名 (4.1名)	850名
合計	5,568名	2,939名	6,154名	612名	850名	16,123名

() は平均乗車人員

VI. ショートステイ事業（障害者在宅支援事業部担当）

在宅の心身障害者を介護している家族が疾病等の理由により、居宅で介護できないとき、心身障害者を一定期間保護することにより、介護している家族の負担を軽減するため、センター内でショートステイを実施した。

- (1) 実施場所 自立生活体験室
- (2) 対象者 15歳以上65歳未満で身体障害者手帳または愛の手帳交付者（医療介護が必要な方は除く）で、障害福祉サービス受給者証を持つ方
- (3) 定員 2名（通常は1名の利用とし、もう1名分は緊急時等の利用とする。また、新規の方は原則事前に面接、体験宿泊等の利用登録手続きが必要）
- (4) 利用時間と利用回数
 - ①宿泊を伴う利用
利用日の午後5時～利用最終日の午前9時まで
年度内25日まで（連続での利用は7日まで）
 - ②宿泊を伴わない利用
午前9時～午後5時まで
年度内25日まで（連続での利用は7日まで）
- (5) 利用料 障害者自立支援法及び新宿区立障害者福祉センター条例に基づく自己負担額あり。ただし、食費等の日常生活にかかる実費は徴収。

(6) 利用実績

登録者数	利用者数			利用日数	緊急利用日数	昼間利用者数
	男	女	合計			
215名 (新規9名)				358日 (内、体験利用17日)	112日	1名 (のべ4日)
	36名	22名	58名			

(7) 第三者評価の実施

東京都福祉サービス評価推進機構が定める評価方法にもとづき、第三者評価を実施した。

- ア. 実施評価機関 株式会社日本生活介護
- イ. 利用者調査 ショートステイ利用者宛にアンケートを送付。36名から回答を得た。
- ウ. 訪問調査 ショートステイ利用者から事前に承諾を得て、実際のサービス提供の様子を評価。11月5日実施。
- エ. 評価結果報告 利用者懇談会にて利用者向けに報告。また、館内受付に報告書の写しを自由に閲覧できるように配架している。

VII. 障害者相談支援事業（障害者自立支援事業部担当）

障害者や家族の生活を支援し、障害者の自立と社会参加を目的に相談事業や講演会、障害者への情報提供等を行った。

(1) 相談事業

障害者を対象とした一般相談を24時間受付体制で行った。また、身体障害者、視覚障害者、聴覚障害者、言語障害者、身体障害者家族、知的障害者家族、精神障害者の各障害別ピアカウンセラーを配置し、相談に対応した。

ア. 相談者

	当事者	家族	関係機関	その他	合計
一般相談	147	57	63	2	269
ピア・カウンセリング	176	78	20	1	275

イ. 当事者の障害の種類

	肢体	視覚	聴覚	言語	内部	知的	精神	不明
一般相談	141	6	9	19	0	12	76	7
ピア・カウンセリング	0	45	0	35	0	58	137	0

ウ. 当事者の年齢

	児童(就学前)	児童(就学後)	成人(18歳以上)	不明
一般相談	1	1	265	2
ピア・カウンセリング	0	10	259	6

(2) 講演会

実施日	テーマ・講師	参加者
7月7日	「障害者の権利条約をもっと身近に～今わたしたちにできること～」 講師 D P I 日本会議 崔 栄繁（さい たかのり）氏	95名
10月6日	「新宿 就労支援の今と展望」 講師 新宿区障害者就労福祉センター事務局長 矢沢 正春氏	46名

(3) 情報誌「m o i」の発行 6月、9月、12月、3月の4回発行

(4) 高次脳機能障害者スキルアップセミナー

グループ活動を通して高次脳機能障害者の自立支援を図るため、社会生活訓練の学習会等を行い、社会参加への契機とすることを目的に開催した。

ア. 参加者数 8名

イ. 開催数 24回

ウ. 活動内容 料理教室、交通機関利用学習会、計算学習、染め物作品作り、他グループとの交流会等

Ⅷ. 居住サポート事業

障害者の賃貸住居への入居等に関する支援として、物件の斡旋や関係機関との連絡調整を行う。平成19年度は居住探しなどに関する一般的な相談が5件寄せられ、情報提供を行っている。

Ⅸ. 管理業務

(1) 受付（管理課担当）

1階受付 新宿区障害者就労福祉センター（チャレンジワーク）に委託（日曜日、休館日を除く毎日）

月～土曜日 午前9時～午後5時

午後5時～午後10時（警備員が行う）

日曜日 午前8時30分～午後10時（警備員が行う）

2階受付 新宿区シルバー人材センターに委託

日曜日 午前8時15分～午後10時

(2) 会議室の貸出（管理課担当）

	障害者団体	一般団体	区関係	計
会議室（3室）	13,549名（770）	737名（55）	215名（16）	14,501名（841）
調理実習室	2,111名（67）	368名（15）	80名（1）	2,559名（83）
創作活動室	470名（48）	133名（9）	0	603名（57）
録音室	2,050名（242）	54名（11）	0	2,104名（243）
暗室	59名（13）	0	0	59名（13）

多目的ホール	980名 (76)	156名 (13)	0	1,136名 (89)
パソコンルーム	2,736名 (250)	0	0	2,736名 (250)
計	21,955名 (1,466)	1,448名 (103)	295名 (17)	25,241名 (1,596)

() 内は件数

(3) 利用者懇談会 (管理課担当)

センター利用者の要望や意見を直接聴取し、センターの事業の改善を資するため懇談会を開催。開催に当たっては、センターの所管課である新宿区福祉部障害者福祉課にセンター担当者等の出席依頼を行った。平成19年度の開催については各サービス以外にも、旧東戸山中学校への移転や講座講習会で行ったアンケートや短期入所事業の第三者評価の報告を行っている。

ア. 開催日 第1回：11月15日(木) 参加者 38名
 第2回： 3月27日(木) 参加者 40名

イ. 主な意見・要望等

- (ア) 講座の年間内容について詳細を周知してほしい。また、募集期間中の受付を統一してほしい。
- (イ) 給食の献立をもっと彩りよく、旬な食材も使ってほしい。
- (ウ) 昇降機の乗り降りの際、各フロアの床と昇降機カゴ部分に段差が生じることがあり、解消してほしい。
- (エ) 自転車や自動車が点字ブロック上に駐車していることもあり、センターで対策を講じてほしい。
- (オ) マンホール等も含めた道路整備をしてほしい。

(4) 館内清掃 (知的障害者日常清掃事業部担当)

クリーンあした作業所との契約に基づき、指導員3名、作業員(知的障害者)5名体制で月曜日から土曜日に館内清掃を実施。

(5) 館長への直行便 (管理課担当)

センターの事業及び管理運営についての率直な意見・要望をセンター利用者から聴取するため、1階ロビー、2階会議室、事務室、機能訓練室、他目的ホールに館長への直行便場箱、用紙、筆記用具を設置。

ア. 直行便件数 16件 (利用者から口頭等で申し出のあったものも含む)

イ. 主な意見・要望等

- (ア) 館内の点字案内板が読みにくい。階段前に点字ブロックを設置してほしい。
- (イ) 会議室等に杖入れを設置してほしい。
- (ウ) 録音室の貸出について特定の団体に便宜を図らず、公平に対応してほしい。
- (エ) 相談窓口の紹介等情報提供が的確でない。
- (オ) 給食の量を増やしてほしい。

(6) 防災避難訓練

センター利用者の安全を確保するため、消防計画に基づき避難訓練を実施した。また、避難訓練の実施にあたっては、管理権限の異なる新宿福祉作業所と新宿あした作業所とで共同防火管理協議会を開催し、諸調整を行った。

開催日	第1回：6月7日（木）	参加者	146名
	第2回：11月7日（水）	参加者	156名

(7) 見学者対応等

ア. 施設見学 15件 100名

イ. 実習等

- ・社会福祉援助技術実習 1名（早稲田大学）
- ・訪問介護員養成研修 8名（日本医療事務センター）
- ・作業療法士評価臨床実習 1名（新潟リハビリテーション専門学校）
- ・介護等体験 5名（教員免許取得希望者対象）

ウ. ボランティア

- ・学生体験ボランティア 42名（日本工学院専門学校）
- ・体験ボランティア 3名（新宿区社会福祉協議会）

2. あゆみの家ショートステイ事業

I. 概況

新宿区立あゆみの家に併設されたショートステイ事業は、心身障害者を介護している保護者と家族が疾病や休養・冠婚葬祭等の理由により自宅での介護が困難になった場合に、心身障害者を一定期間保護することにより、保護者と家族の負担を軽減するために運営されてきた。平成9年6月1日より新宿区の単独事業として新宿区障害者団体連絡協議会に運営を委託されたが、当法人の設立に伴い、平成13年4月より当法人の公益事業として運営されてきた。平成17年度から法内化され、身体障害者短期入所・知的障害者短期入所・児童短期入所の3事業の支援費制度に基づき運営を行っていたが、障害者自立支援法の施行に伴い、18年度からは同法に基づく短期入所事業として実施している。

運営体制は、同性介護、連泊利用を考慮し、男女2名の職員の他、区立障害者福祉センター「あすなる作業所」職員で同性の利用者の連泊が発生したとき、ローテーションを組み適正な事業が推進できるように配慮し事業を実施した。

また、重度重複の障害者をもつ方が多く利用することを考慮し、利用者の身体的状況や環境を踏まえて、身体介護・家事援助の同性介護に心がけて応援介助者を配置し適切なサービスに努めた。

II. 事業の内容

- (1) 対象者 15歳以上（宿泊を伴わない場合は7歳以上）65歳未満で身体障害者手帳または愛の手帳交付者（医療介護が必要な方は除く）で、障害福祉サービス受給者証を持つ方
- (2) 定員 1名（新規の方は原則事前に面接、体験宿泊等の利用登録手続きが必要）
- (3) 利用時間と利用回数

①宿泊を伴う場合

利用日の午後3時～利用最終日の午前10時或いは午後3時まで
年度内25日まで（連続の利用は7日まで）

②宿泊を伴わない利用

利用日の午前10時～午後3時まで
年度内25日まで（連続の利用は7日まで）

(4) 利用料 障害者自立支援法に基づく自己負担額あり。ただし、食費等の日常生活にかかる実費は徴収。

(5) 利用実績

登録者数	利用者数			のべ利用日数	昼間利用者数
	男	女	合計		
136名	18名	15名	33名	226日	6名 (のべ35日)

3. 福祉ホーム「あじさいホーム」

I. 概況

平成13年10月1日より新宿区西早稲田一丁目で開催が開始されたあじさいホームも7年目を終えた。6月に入居を希望していた方がいたが、障害の程度により入居を断念したため、引き続き9名の入居者で運営した。

また、4月より、入居者が通所している昼間のサービスについても、法内化されたため、定率負担の対象サービスとなった。利用料に関しては、軽減措置が導入されたため、費用負担において入居者の生活に支障が出るということもなく、継続的に従来と同様のサービスを提供できた。

II. 運営費

運営については、地域生活支援事業となり、新宿区から補助をうけている。福祉ホーム運営費補助として15,255,000円が補助され、常勤職員2名および非常勤職員数名を配置した。職員2名のうち、所長は他事業との兼務とし、残りの1名については、介助職員として配置しているが、生活指導員を兼務した業務形態で勤務した。

III. 借入金の償還

あじさいホーム建設にあたっては、建設資金として独立行政法人福祉医療機構より、36,800千円、東京厚生信用組合より46,279千円の貸付を受けているが、償還計画表に基づいて、独立行政法人福祉医療機構償還分については、貸付元金1,840千円、利息420,154円を償還した。利子については、東京都（東京都高齢者研究・福祉振興財団）によって利子補給された。東京厚生信用組合償還分については、元金2,067千円、利子1,153千円を償還した。

IV. ホームヘルパー制度の活用

入居者に対しては、障害福祉サービスの居宅介護事業よりホームヘルパーが派遣された。また、外出等の移動介助については、地域生活支援事業の移動支援事業を活用し、ヘルパーが派遣された。支

給量等に変更はないため、サービス水準はそのまま維持することができた。

V. 入居者運営委員会

運営にあたっては、入居者一人一人が自らの生活を自己選択・自己決定していけるよう入居者運営委員会を月1回実施した、入居者の意見を積極的に取り入れ、入居者相互の生活管理を始め、季節ごとのイベントなどを実施した。

VI. 入居者の健康管理

入居者の健康維持については、月2回程度地域の訪問医療（フジモト新宿クリニック）を活用し、定期的な健康管理に努めた。日々の生活においては、バイタルチェックなどにより、病気の早期発見に努めた。

VII. 建物の管理など

定期清掃については、株式会社ストロークと契約し、年4回実施した。株式会社ストロークは、指導員の指導のもと精神障害者が清掃業務に従事している。

エレベーターの保守管理、空調・防災装置などの保守管理については、それぞれ、ジャパンエレベーターサービス（株）、オリエントサービス（株）と契約し、実施した。

防災訓練については、あじさいホーム入居者の安全を確保するため、所轄消防署の指導監督の下、あじさいホームの消防計画を策定している。入居者を対象に行った防災訓練のほか、地域の町会の防災訓練にも参加し、緊急時の対応に努めた。

VIII. ショートステイ事業

ショートステイ事業については、地方などからきた障害者が11名（計12回）の利用があった。この中には、養護学校の在校生が自立体験のために、ショートステイ事業を利用した方も含まれている。この他にも昨年同様、入居者のご家族の方なども、長期の休みなどを利用して、あじさいホームに宿泊した。

IX. 地域交流

地域住民との交流にあたっては、町会で行われている江戸川公園の桜祭りや水稲荷神社の祭礼などに参加した。

4.福祉ホーム「ひまわりホーム」

I. 概況

平成19年4月1日より新宿区西新宿で運営を開始した。運営は、地域生活支援事業の福祉ホームのサービス区分で行った。

入居者は、重度重複障害の方を対象として、10名の入居者に対して、生活支援全般、身体介護・家事援助・移動介護等のサービスを提供した。コミュニケーションが極めて困難な方もいるため、父母会を月1回行い、家族とも十分に連携し、意向を汲み取りながら支援を行った。

また、新宿区立あゆみの家や新宿区立障害者福祉センターの通所は従来どおりに行い、通所作先の

巡回バスにより、送迎を行った。新宿区立あゆみの家の巡回バスは、近隣の新宿区立新宿養護学校の敷地を停留所とした。10名の入居者ははじめて親元から離れ、共同生活に移行したため、入居当初は特に精神的な不安やストレスの負担軽減にも配慮した。また、重度重複障害であるため、関係諸機関や医療機関との連携を重視し、生活支援を行った。

運営に当たっては、障害福祉サービス(居宅介護)ならびに移動支援事業などのサービスを活用し、24時間の介助体制を確立した。

入居者は、障害者自立支援法の様々なサービスを活用しながら、生活支援を組み立てているため、利用料負担の対象になっている。利用料については、軽減措置の導入により、生活に支障が出ることもなく、支援を行った。

II. 運営費

運営については、地域生活支援事業となり、新宿区から補助をうけている。福祉ホーム運営費補助として15,255,000円が補助され、常勤職員2名および非常勤職員数名を配置した。職員は、所長も含め、介助職員として配置したが、生活指導員を兼務した業務形態で勤務した。

III. ホームヘルパー制度の活用

入居者に対しては、障害福祉サービスの居宅介護事業よりホームヘルパーが派遣された。また、外出等の移動介助については、地域生活支援事業の移動支援事業を活用し、ヘルパーが派遣された。入居者の障害程度が、最重度であるため、職員とヘルパーが連携して、支援を行えるように努め、一体的に生活支援を行った。

IV. 父母懇談会

運営にあたっては、入居者の代弁者である家族の方々との懇談会を毎月1回定例で開催した。ひまわりホームの運営や入居者の生活改善のための意見を聞きながら、運営に活かした。また、自己の意思で意見を表明できる入居者の意見が反映できるように意見聴取する場を設け、業務の改善に努めた。

V. 入居者の健康管理

入居者の健康維持については、月2回程度地域の訪問医療(フジモト新宿クリニック)を活用し、定期的な健康管理に努めた。入居者は地域で主治医を抱えている方も多く、関係医療機関との連携を持ち、健康管理に努めた。日々の生活においても、バイタルチェックなどにより、病気の早期発見に努めた。

VI. 建物の管理など

定期清掃については、株式会社ストロークと契約し、年4回実施した。株式会社ストロークは、指導員の指導のもと精神障害者が清掃業務に従事している。

エレベーターの保守管理、空調・防災装置などの保守管理については、サービスメイクと契約し、管理業務にあたった。

防災訓練については、ひまわりホーム入居者の安全を確保するため、ひまわりホームの消防計画を策定した。

VII. 地域交流

地域住民との交流にあたっては、重度重複障害者の生活するひまわりホームへの理解に努めた。また、地域で開催される催し物には積極的に参加したこともあり、食事作りや家事などで近隣の方々の協力を得ることができた。

5. ケアホーム「ぼけっと」

I. 概況

ぼけっとは知的障害者が地域社会で、日常生活上必要な援助を受けながら、親元を離れてごく当たり前の自立生活を送るために必要な生活拠点であり、重度者にも対応したケアホームである。ぼけっとは平成17年4月1日新宿区百人町3丁目で運営が開始され3年が経過した。入居当時は生活に慣れることに重きをおいた支援も3年目が経過し各入居者に合わせたライフスタイルの提案に重きをおいた支援に変化しつつある。入居者によっては入居当時には親がすべて決めていた1ヶ月の予定表を自分で作成し始めたり、出納帳をつけることにより金銭感覚が養われ毎月の工賃をどのように使っていくかなどを考え始めたりしている方もいる。また、発話の少なかった方がヘルパーと行った外出先について楽しそうに話をするといった成長もみられるようになった。今後もぼけっとを生活の拠点とし始めた入居者それぞれの生活スタイルに応じた支援体制の整備を図っていくこととなる。

II. 運営費

平成18年10月より東京都の加算により一律の報酬での運営となっている。この報酬で、常勤職員2名および非常勤職員十数名を配置し、入居者の支援にあっている。常勤職員2名については、所長および支援職員として配置した業務形態である。

入居に関しての食費、光熱水費、日用品費などは入居者の自己負担となり、家賃に関しては4万円の自己負担である。

III. 事業運営

運営にあたっては、入居者一人一人が自らの生活を自己選択・自己決定していけるような支援体制を図り、季節ごとのイベントなどの企画を行っている。入居者家族との情報共有の場とした懇談会を月1回実施し、個々の生活状況の報告や意見交換を行い、事業運営の理解を深めるように努めている。また、入居者の通所先とは、支援体制の統一を目的とした情報交換会を月1回行い、通所先での個別支援計画等も共有しケアホームでも通所先での目標も考慮した支援を行なっている。平成18年10月から自立支援法の完全施行に伴い平成21年3月末までの期限付きで入居者がホームヘルプサービスを受けられることができる「経過的居宅介護事業利用型共同生活介護事業」の指定を受けていたが、平成19年4月より「経過的居宅介護事業利用型共同生活介護事業」の報酬単価が激減したことにより平成19年7月より「共同生活介護事業」指定の変更を行った。その為7月以降は身体介助のホームヘルプサービスを受けない形での運営を行なった。

IV. 入居者の健康管理

入居者の健康維持については、心身障害者医療費助成を受けていない1名を除いてフジモト新宿クリニックの往診を月2回受けている。往診を受けていない1名に関してもかかりつけ医を近所に作り

定期的な通院を続けている。その他にも通所先で行なう健康診断のデータの情報交換を進めることにより一人一人の体質や健康上の留意点を常に把握し入居者の日々の変化を見逃さないように努めてきた。

V. 建物の管理など

定期清掃については、株式会社ストロークとの契約を結び年3回実施した。また、防災に関しては株式会社日東防火に依頼し消防設備点検を行った。防災訓練については入居者の安全を確保するため町会の防災訓練に参加し、且つぽけっと独自の訓練も行い、災害時入居者が安全に避難できるように避難経路の確認を行った。

VI. ショートステイ事業

ショートステイの希望は無かった。

VII. 地域交流

地域交流では町会や入居者の通所先のお祭りや花火大会に参加した。また、地域の小学校で行なわれた運動会や催し物などにも積極的に参加し、地域の方々と直接コミュニケーションをとる機会を持つことが出来た。

6.居宅介護・移動支援事業「ステップ」

I. 概況

平成17年度より開設した居宅介護事業所「ステップ」も3年目を迎えた。

平成19年度は、大きく事業が拡大した年であった。平成19年4月に開設したひまわりホームの入居者が、ステップの利用者となり、10名の新規利用者が契約した。ひまわりホームは、重度重複障害者の方々が入居しており、入居者一人一人の派遣時間が多く、ひまわりホーム専属対応の常勤職員ヘルパーを配置し、ひまわりホーム職員と連携し、入居者の生活支援の向上に努めた。

また、平成19年7月には、ぽけっとのサービス区分が経過的居宅介護型共同生活介護から通常の共同生活介護に移行された。これにより、入居者に対する居宅介護の派遣がなくなり、移動支援事業のみの派遣に変更になった。

利用者に対しては、平成18年度に導入された定率負担により、利用料の1割負担がはじまったが、国、都、区の減額措置なども併せて実施されたことにより、それほど大きな混乱を招くことも無く、サービスを提供することができた。利用料徴収については、当初郵便振込を予定していたが、登録人数もまだまだ少なく、個人個人の徴収額も利用料に減免措置が適用され小額であったこともあり、郵便局と取引するに至らなかった。そのため、直接自宅に請求書を送付するか、もしくは父母懇談会などを通じて請求書をお渡しするなどして、徴収を円滑に行えるように努めた。

計画当初、提供を検討していた高齢者に対する居宅介護事業のサービスについては、19年度の提供はなく、平成20年3月31日をもって、老人居宅介護等事業の休止を申請し、受理されている。

II. 職員数

障害福祉サービスの居宅介護ならびに地域生活支援事業の移動支援事業については、次に掲げる職

員により提供された。

- | | |
|---------------|------------------|
| (1) 管理者 | 1名 |
| (2) サービス提供責任者 | 5名 |
| (3) 訪問介護員 | 延べ41名（平成20年3月実績） |

Ⅲ. 契約人数

平成19年度の利用者との契約であるが、新規で契約した方は、ひまわりホームの入居者10名と知的障害の方1名の11名と契約を交わしている。

よって、障害福祉サービスの居宅介護で14名、地域生活支援事業の移動支援事業では20名の利用者と契約を交わしサービスを提供した。

Ⅳ. サービス提供実績

事業ごとの平成19年度サービス提供実績であるが、障害福祉サービス居宅介護については、利用人数は延べ180名であった。延べ派遣時間は、19,690.5時間であった。移動支援事業については、利用人数は延べ226名であった。延べ派遣時間は、3,710.5時間であった。前年度実績（派遣時間）と比較すると宅介護については、約4倍、移動支援事業については、約1.5倍に増大した。